

判決年月日	平成 24 年 10 月 10 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10383号		
○ 本件補正が「前記膜部を反転させることなく、前記閉鎖または開放を行うこと、」という事項を加えることをもって、本件補正が改正前の特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に適合しないとの審決の判断は誤りである。			

（関連条文）特許法 17 条の 2 第 3 項

原告は、発明の名称を「ダイアフラム弁」とする発明について拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、原告がした「前記膜部を反転させることなく、前記閉鎖または開放を行うこと」との構成を加える補正について、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものとは認められないとして却下した上で、本願発明は引用刊行物に記載された発明に基づいて容易想到であるとして、不成立審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

当初明細書等には、一貫して高圧流体の供給制御を行う場合に、弁体部と膜部との境界に応力集中が発生し劣化が急速に進むという問題への対処方法が述べられており、そのような問題が薄膜の反転動作を伴うローリングダイアフラム弁においても発生すると理解しうる記載はない。当初明細書には、本願発明の実施例として図 1 及び図 2 が、背景技術として図 3 が記載されており、いずれもローリングダイアフラム弁ではない通常のダイアフラム弁である。

審判請求書において原告は、①「反転」とは、周知のように、膜部の一部が天地を逆転すること、との意味であること、②ロールダイアフラム式ポペット弁は、薄膜の反転動作（ロール・非ロール動作）により開閉を行うのに対して、通常のダイアフラム式ポペット弁は、そのような反転をさせることなく開閉を行うものであること、③本願発明は、薄膜の反転動作（ロール・非ロール動作）により開閉を行うロールダイアフラム式ポペット弁とは異なるものであることを述べていることが理解できる。

「反転」の一般的意味及び技術常識に照らし、また、審判請求書における原告の主張を合わせると、本件補正によって追加された構成は、「膜部の一部が天地を逆転することがなく、具体的には、ロールダイアフラム式ポペット弁のような開閉時に薄膜のロール・非ロール動作を伴うことなく」との意味であることが明らかである。

以上によれば、「前記膜部を反転させることなく、前記閉鎖または開放を行うこと」とは、ロールダイアフラム式ポペット弁のような開閉時に薄膜のロール・非ロール動作を伴うものではないものである、という程度の意味で膜部の一部で天地が逆転しないものであ

ることと理解すべきであり，係る事項を加えることは，当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において，新たな技術的事項を導入しないものといえる。

したがって，本件補正が「前記膜部を反転させることなく，前記閉鎖または開放を行うこと，」という事項を加えることをもって，本件補正が改正前の特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に適合しないとの審決の判断は誤りである。